

赤穂市民憲章

わたくしたちの赤穂市は、播磨灘と千種川の清流にはぐくまれ、古い歴史と伝統をもつ、義士発祥のまちです。

このまちを愛するわたくしたちは、誇りと責任をもち、自然と調和のある豊かで希望にみちたふるさとづくりをめざし、ここに市民憲章を定めま

す。

1. 自然と歴史を大切にし、美しいまちをきずきます。
1. 教養を高め、文化の向上につとめます。
1. 健康で働き、明るい家庭をつくれます。
1. 互いに助けあい、愛の輪をひろげます。
1. きまりを守り、秩序ある生活をおくります。

昭和56年9月制定

はじめに

本市を取り巻く環境問題は、近年、全国的な問題として取り上げられている微小粒子物質の飛来による大気環境への影響や、温暖化の影響ともいわれている突然の豪雨発生といった広域的な問題から、近隣から発生する騒音公害など生活に関わるごく身近な問題まで多種多様となっています。このような中、赤穂市環境基本計画に掲げる都市像「環境進化都市・赤穂」を実現するため、平成20年度に策定した「赤穂市低炭素戦略2020」のもと、再生可能エネルギーの活用や循環型社会の構築による持続可能な社会の実現に向け、具体的取り組みを推し進めています。住宅用太陽エネルギー利用機器の設置補助事業の継続実施、小学校など公共施設への太陽光発電パネルの設置などを通じて、省エネ・再生可能エネルギー利用促進・啓発に努め、低炭素社会づくりに向けた取り組みを進める一方で、新たな懸念物資である微小粒子状物質への対応等各種環境調査・監視を継続的に実施しながら、本市の豊かで良好な自然環境の保全に努めているところです。

この報告書は平成25年度に赤穂市環境基本計画に基づき5つの基本目標、6つの重点テーマを推進するため実施した、赤穂の大気・水質・騒音などの環境状況の調査結果、立入調査、環境保全協定の運用をはじめとする環境保全対策事業及び、赤穂市環境基本計画の進捗状況、パートナーシップ登録制度による事業所登録、赤穂こどもエコクラブの活動、地球温暖化対策実行計画による取り組みについてとりまとめたものであり、赤穂市生活環境の保全に関する条例第4条第3項の定めに基づき報告するものであります。

これによって、本市の環境の状況や環境施策の概要等について、市民各位のご理解が深められ、よりよい環境づくりへの積極的な取り組みにお役に立てば幸いです。

平成26年9月

赤穂市長 豆田正明